

# 熊取町 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

## 1. 取組目的

- ➡住宅の耐震化を促進するために、住宅所有者の方に耐震化に対する理解をさらに深めてもらう。
- ➡重点的に耐震化を推進する区域を緊急耐震重点区域と定め、直接的な取組（DM 又は戸別訪問等）により、住宅所有者への積極的な普及啓発を行う。

## 2. 緊急耐震重点区域の設定

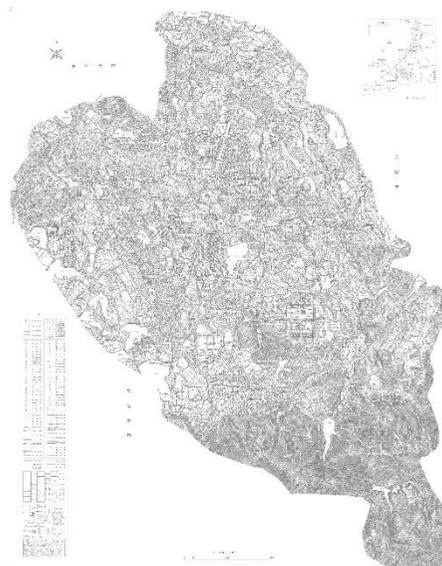
- ➡緊急耐震重点区域は、本町の住宅耐震化の状況から下記の区域とする。

### 緊急耐震重点区域 熊取町 全域

#### ●対象住宅

- ➡昭和 56 年 5 月以前に建築された全ての住宅

年度別所有者周知  
令和元年から 7 年：  
町内全域で実施（DM  
等）



## 3. 取組期間

- ➡本プログラムの取組期間は下記のとおりとする。

なお、関連計画の改定、アクションプログラムの進捗状況等の適切に対応するため、必要に応じて検証し、必要な見直し等を行う。

取組期間：令和元年から令和 7 年（7 年間）								
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
AP	➡							
個別訪問等		➡						

## 4. 直接的な取組の実施

直接的な取組は、下記のとおり行う。

- ➡住宅耐震啓発パンフの配布
- ➡住宅所有者へ耐震化の必要性・補助制度等を周知する。（DM 又は個別訪問等）

## 5. その他の普及啓発活動

直接的な取組と併せて、下記の啓発活動を引続き実施していく。

- ➡住宅耐震啓発パンフの配布
- ➡町広報紙、ホームページによる周知

## 6. 関係団体との連携

- ➡直接的な取組及びその他普及啓発活動において、府及び民間事業者と連携して活動に取組む。

## 7. 実績の公表

- ➡当該年度毎に直接的な取組をした戸数・診断実績・改修実績の件数を取り纏め、当該年度末までに熊取町のホームページに公表する。